

第28回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年10月26日(月)午後2時00分～午後3時45分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番	水田 勇	3番	林田康徳	4番	山下勝也	5番	松川 正
6番	寺田健蔵	7番	植木健太郎	8番	永池弘美	10番	平 光正
12番	岩永豊一	13番	山口繁富	14番	長橋世紀	15番	太田香代子
16番	多比良豊徳	17番	山本幸彦	18番	中野裕二		

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番	大平幸博	21番	内田一郎	22番	本多利任	23番	中村修治
25番	井村秀裕	27番	本村龍次	28番	寺田秀則	30番	末吉秀明
31番	伊藤忠雄	32番	田中八郎	33番	相川 徳	34番	山口俊一
37番	岡田裕弥	39番	中村康弘	40番	原田久也	41番	野原重光
42番	楠田耕三	43番	寺田俊秀	44番	末續公德	45番	宮崎 努
46番	木下勝徳	47番	宮崎陽一	48番	相良栄一郎		

4 欠席委員
(農業委員)

9番 岡本敬一 11番 小川一英

(農地利用最適化推進委員)

20番	北岡新市	24番	井村正則	26番	太田義基	29番	田浦康智
35番	松尾和昭	36番	荒木登司郎	38番	神崎好史		

5 議事録署名委員 1番 水田 勇 3番 林田康徳

6 事務局出席者 松尾 強 柴田勝則 本多 守 中村一郎 円口智仁
山口梨沙

[日 程]

議案第149号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第150号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第151号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第152号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第153号	農用地利用集積計画の決定について
議案第154号	農用地利用集積計画の決定について(一括方式分)

議案第155号 違反転用事案報告に係る意見について

- その他
- ・専決処分の報告について（農地法第3条の規定による許可）
 - ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第28回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番岡本委員、11番小川委員、それと20番北岡推進委員、24番井村推進委員、26番太田推進委員、29番田浦推進委員、35番松尾推進委員、38番神崎推進委員より欠席の届けがっております。また、18番中野委員から少し遅れると連絡がっております。まだ出席されていない方もいらっしゃると思いますけれども、出席農業委員数は過半数に達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり、議事を進行いたしますのでよろしくお願いたします。

議長 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は、第28回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

さて、今月19日から布津地区、加津佐町の野田地区を皮切りに、人・農地プランの実質化に向けた集落座談会が始まりました。

また、14日に長崎県下の農業委員会会長・事務局長会議が大村市で開催されました。会議では、コロナ禍の人・農地プランの実質化に向けた座談会の取組として、農業委員が庭先訪問などを行い、その農家の代弁者として集落座談会で発言するなど、3密を防いでの話し合いを進めるよう、依頼がありました。

また、長与町の水谷会長から、人・農地プランの実質化に向けた取組の発表が行われ、事前に地域の現状把握のための意見交換会を農業委員と推進委員とで行い、その後、認定農業者と合同で集落座談会を円滑に進めるためのスキルアップ研修を開催して、集落座談会に臨み、その中で司会、進行を担い、認定農業者と連携して、地元の農業者の意見収集をしたとの発表がありました。各委員におかれましては、地域の実情に合わせた人・農地プランの実質化に向けた取組をお願いしたいと思っております。

また、本日は総会終了後、農業者年金部会を開催しますので、最後までよろしくお願いたします。

それでは、事務局長から、農業委員18名中出席委員は現在15名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に1番水田委員、3番林田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第149号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案149号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2ページをお願いいたします。

（議案第149号 番号1～12を朗読）

以上の今朗読しました案件につきましては、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項各号の許可基準を満たしているものと思われます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議したいということになっております。

まず、1番から10番までは深江の案件ですけれども、深江の委員さん、いかがでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

11番は布津の案件ですけれども、布津の委員さん、いかがでしょうか。
(「問題ありません」との声)

議長 12番につきましては、ご意見を伺うところでありますが、本委員会の申合せにより、推進委員も除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番 〇〇委員退席 ————

議長 加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。
全体では何かご意見等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり、許可することに異議ありませんか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定します。
〇〇番〇〇委員の入場を求めます。
———— 〇〇番 〇〇委員着席 ————

次に、議案第150号 農地法第4条の規定による許可申請について 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の5ページをお願いいたします。

1番、布津町の〇〇です。土地が布津町〇〇、畑で現況が宅地、地積が369平米となっております。転用の目的は農業用倉庫用地です。平成12年に自宅を建築した際に進入路などとして利用していますが、今回、農機具等を収納する農業用倉庫を建築したいということです。申請地は農業振興地域内の農用地外の土地で、令和2年6月9日付で、県へ違反転用として連絡していましたが、追認許可相当として県から通知が来ております。

また、本案件の農地区分は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

農業用倉庫は鉄骨造の平家建てで、97.5平米の広さとなっております。雨水は既存の建物敷地を通じて、水路へ放流予定です。資金は全て自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日午後2時50分ぐらいから、西有家の〇〇委員さん、それから布津の〇〇委員さん、それから事務局の3名、合わせて6名で現地を見てきました。場所ですけれども、市営有家〇〇団地、国道251号線の〇〇の裏側になりますけれども、ここから直線で300mぐらい入ったところですが、事務局の説明がありましたように、農舎の建設ということで見えてまいりました。写真を見てもらえば分かりますように、今囲んであるとこ

ろに建つ計画です、排水については全く問題ないと思いますが、あと、日照の問題。西日のほうが畑に影響するのではないかということで、畑の方の同意を取ってくださいということで要望しておりましたが、本日、同意が取れたということでありましたので、問題ないというふうな形で見てまいりました。皆さんの協議をよろしくお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、問題ないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと見て、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の6ページをお願いいたします。

西有家町の〇〇、土地の表示ですが、西有家町〇〇、地目は田で、地積は376平米です。転用の目的は一般住宅用地となっています。現在住んでいる住居を子供夫婦に譲りたいと思っているため、申請地に住宅を建築したいということです。申請地は、農業振興地域内の農用地外となっています。

また、本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

現在の住居を子供に譲る予定であることから、夫婦の新たな住まいが必要となり、木造平家建て、建築面積91.9平米を新築される計画です。申請人は夫婦とも69才となられ、子供さんが33才となられていらっしゃいます。製麺業を営んでおられ、朝早くから作業に取りかかれるため、製麺工場の近くに建てる必要があるため、隣接地への新築を希望されるものです。雨水は、隣接する市道の既存側溝へ放流予定です。資金は借入金及び自己資金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日の午後3時40分より現地調査を行いました。〇〇委員、それから〇〇委員さん、事務局3名、計6名で調査を行いました。場所は〇〇から海岸のほうに200mほど行ったところですが、〇〇の倉庫がありまして、その裏手のほうになります。場所は宅地の中に水田が点々とあるわけですが、用水がその水田を通過して、下の水田に流れるというようなことで、写真にあります下のほうに、あれから用水が出るわけですが、本人としてはその用水は自分で側溝を作って、下の水田に流れるようにするというようなことで回答をいただきました。

それから、排水ですが、排水は100mぐらい北に行きますと民家がございまして、民家のその排水まで自分で排水専用の側溝を作るということでございます。

それから、日照につきましては、前面が海岸、南側が海岸の向きでございますので、日の出から夕日の沈むまではほとんどが、もし家が建っても、水田には問題なかろうというふうに見てまいりました。北側は自分がお住まいになっている住宅でございますので問題なかろうと考えます。現地調査で感じたことは、製麺業で頑張っているし、ご父兄さんもいらっしゃいますので、住宅を造られるのが適当かなと考えております。皆さん方の協議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員おっしゃるとおり、日照等につきましても、排水につきましても何の問題はないと思います。以上です。

議 長 ほかの委員から何かご意見はありませんか。
(「なし」との声)

議 長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第151号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請**について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の7ページをお願いいたします。

当初計画者、諫早市に在住の〇〇、継承者、有家町の〇〇、土地は有家町〇〇、畑の428平米です。変更の事由ですが、当初計画者の〇〇が、当初申請時点では勤務地が諫早にあり、申請地からの通勤が可能のため、自己の住居を建築する予定でありましたが、その後、長崎へ転勤となり、最終的には諫早のほうに住宅を建てられたことにより、有家町への建築を断念することとなっております。一方、継承者の〇〇ですが、継承し、貸家を3棟建築し、生活の安定を図りたいということです。

当時の許可ですが、昭和52年4月28日、許可指令番号、長崎県指令52耕第6352号です。転用目的は一般住宅でありました。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、計画変更承認の申請でありますので、この件に関して何かご意見等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、議案151号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請については適当と認めてよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、計画変更は適当として県に進達いたします。

次に、**議案第152号 農地法第5条の規定による許可申請**について 番号1より、事務局、説明をお願いします。

事務局(〇〇) 先ほど議案第151号で承認をいただきました計画変更後の農地法第5条の許可申請になります。

1番、諫早市の〇〇より譲受人が有家町の〇〇、土地が有家町〇〇、地目が畑の428平米です。転用の目的は貸家の建設です。貸家を3棟建築し、生活の安定を図りたいということです。権利内容は許可あり次第、売買となっております。申請地は農業振興地域内の農用地外で、隣接地〇〇、宅地43.40平米と一体的に利用し、全体では491.40平米が宅地の申請となります。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

貸家は木造2階建て、建築面積は44.76平米を2棟、45.32平米を1棟、計3棟を建

設予定です。雨水は隣接する県道の既存側溝へ放流予定です。資金は全て借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日の午後3時25分より現地調査を行いました。〇〇委員、それから事務局3名と私とで現地調査を行いました。場所は〇〇から200mぐらい県道を上ったところのすぐ隣でございます。過去にも、この周りに宅地の申請がなされて、現在家が建っている状況でございます。南側につきましてはほとんど宅地が建っている状況でございます。それから、北側につきましては農地でございますが、現在耕作はされておりません。図面からも北側の農地からは、もし家が建った場合には日照権の問題はほとんど発生しないかなと考えてまいりました。

それから、排水の問題ですが、県道の側溝に流すということですが、県道の側溝に流すには振興局がどういう判断をされるかなと考えておりますが、本人は、側溝に流されるということで、問題ないだろうと考えております。皆さん方のご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。一緒に同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇委員の説明があったとおりで、何ら問題なかったと思ってまいりました。

議長 ありがとうございます。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、申請どおり、許可相当として県へ進達をいたします。

次に、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の9ページをお願いいたします。

譲渡人から深江町の〇〇から深江町の〇〇へ、土地が深江町〇〇、田の515平米です。転用の目的は駐車場用地となっています。申請地の隣接地で宝飾時計店を営んでおられ、来客用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいということです。権利内容は許可あり次第売買となっています。申請地は農業振興地域内の農用地外の土地となっています。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

現在の駐車場は3台分確保されていますが、来店者数が1日30名ほどあることから、今回新たに13台分の駐車場の設置が必要となっております。雨水は、今度、この工事で側溝を新設されますが、その側溝から放流予定です。資金は全て自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日午後1時30分より、西有家の〇〇委員、それから深江の〇〇委員、それから事務局3名、合計6名で現地を確認してきました。今写真に写っておりますとおりで、国道と段差の中にあるわけですが、これを埋立てして駐車場を造成することでありました。排水関係については問題ないと思いますし、今排水がありますけれども、これを埋め立てた上に新設して側溝を造るということでしたので、これについては問題ないと思います。

それから、日照の問題ですが、道下のほうに住宅があるわけですが、ここについても、近隣の同意が取れているということでありましたので問題ないんじゃないかなというふう

に見てまいりましたが、皆さん方の協議をよろしく願いいたします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明どおり、問題ないと思います。

議長 皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の10ページをお願いいたします。すみません、本日、机上に差し替えを置かせていただいております。その変更後をお願いいたします。

譲渡人が布津町の〇〇、譲受人が布津町の〇〇です。土地は布津町〇〇、畑の331平米、転用の目的は一般住宅用地です。現在、借家住まいのため、申請時に自己の住宅を新築したいということです。権利内容は許可後売買となっています。申請地は、農業振興地域内の農用地外となっています。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地であると思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当するものと思われま。

住宅は木造平家建て、建築面積100.32平米1棟とカーポート2台分30.25平米となっています。建物の高さは5.6mで、東側の農地とは1.5mほど離して建設される予定です。譲受人の持分は2分の1ずつとなっています。雨水は市道の既存側溝へ放流予定で、汚水は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流予定です。資金は全て借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも10月22日午後2時25分ぐらいより現地を確認してまいりました。西有家の〇〇委員、それから布津の〇〇委員、それから事務局の3名、合計6名で現地を見てまいりました。場所ですけれども、国道251号線の布津の〇〇バス停より150mぐらい山側に、それを右折して100mか150mぐらい入ったところでありま。建物、住宅を建てられるということで場所的には問題ないと思っておりますが、あと、排水が当初、今印がついている水路に放流という予定でしたけれども、畑のほうに入り込む可能性があるということで〇〇委員さんが心配して、やっぱりここは同意を取っておいたほうがいいんじゃないだろうかということでの提案がありまして、業者の方にその近隣の農地の方に同意を取ってくださいということをお願いして帰ったわけですが、今日、その業者のほうから連絡があったそうでございまして、その水路を通すんじゃなくして、反対側の水路に、道路を横切って流すということで変更がなされているということで、水路については解消できたのかなというふうに思っております。

それから、今からもこういった転用で住宅の新設があった場合に、排水関係については、委員の私たちが十分見てから判断をしていけないというのを今回、思い知りました。排水路ということになっていますけれども、通常の雨水の排水だけであったところが家庭用の生活排水を流す水路となりますと、やはりその水路が暗渠になっておりませんので、ごみが詰まったり、それを片づけたりという作業もあるものですから、やはり十分排水を流すときには、調査の段階で私たち

が慎重に見る必要があるということをお願いされましたので、今後、こういうのをされるときには皆さん、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 ありがとうございます。自分からのそういう考えを述べていただきまして、本当にありがとうございました。排水の問題は十分注意の後に、迷惑がかからないような取り方をさせていただきたいと思っております。

現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇です。先ほど言われた排水用の問題がクリアできたら、別段問題ないと思っております。

議 長 ありがとうございます。皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について、事務局から説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の11ページをお願いいたします。

番号4、布津町の〇〇より島原市の〇〇へ、土地が布津町〇〇、畑の458平米です。転用の目的は一般住宅用地となっています。母親に申請地を借りて居宅を建築したいということです。権利内容は許可後30年間の使用貸借権となっています。申請地は、農業振興地域内の農用地外となっています。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地であると思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

住宅は木造平家建て、建築面積121.32平米1棟となっています。建物の高さは5.1mで、北西側の農地とは1.8m離して建設される予定です。雨水は市道の既存側溝へ放流予定で、汚水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流予定となっています。資金は全て借入金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも10月22日午後2時より、西有家の〇〇委員、それから布津の〇〇委員、事務局3名、合わせて6名で現場を見てまいりました。この場所につきましては、布津町の国道251号線〇〇交差点より雲仙方面に約2キロ上って左折し、500mぐらい入ったところでございます。場所は見てもらえば分かりますように、造成をしないで建てるということでありまして、排水も既存の側溝に流すということでありまして、ここについては排水、汚水等については全く問題ないというふうに思っております。土地の問題につきましても、親子間でもありますし、何ら問題は発生しないんじゃないかなというふうに思っております。皆さんの協議、よろしくお願ひいたします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員のご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。日照にしろ、排水にしろ、何ら問題ないと思ひます。

議 長 ありがとうございます。皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の12ページをお願いします。

番号5、福岡県の〇〇より大村市の〇〇へ、土地が北有馬町〇〇、田の1、633平米です。転用目的は太陽光発電施設用地となっております。申請地を借りて太陽光発電施設を設置したいということです。権利内容は20年間の賃借権となっております。申請地は農業振興地域内の農用地外の土地となっております。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われます。

目的の太陽光発電施設ですが、パネル数が368枚、建築面積は620.95平米です。雨水は自然浸透と道路側溝へ放流予定です。資金は、申請人が代表を務められる法人からの借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日午前9時45分頃から、〇〇委員と事務局3名、私の計5名で現地を見てまいりました。現地は県道北有馬小浜線と〇〇との交差点から〇〇のほうに向かって入って、〇〇線を約1キロ弱ぐらい行ったところにあります。ご覧のように、稲が植えてありますけれども、二、三年は体調を崩されて休まれて、今年久しぶりに作ったということで、もしかしたらまだ耕作できるんじゃないかなと思ったんですけども、幅が狭くて機械が入っても、大きな機械だとちょっと耕作しにくいんじゃないかなと思われました。そこに写真でも見える防護柵は、上の農地に移動させて侵入を防ぐということで話されていまして。やむを得ないんじゃないかなと思って見てまいりました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員のご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。同行しまして、場所的にはちょっと狭い場所で農地としては活用するあれがあまりないなという感じで、あまり耕作されていないような感じでしたので、何ら問題ないんじゃないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の13ページをお願いします。

南有馬町の〇〇より北有馬町の株式会社〇〇へ、土地は南有馬町〇〇、田の1、804平米です。転用の目的は建設用資材置場となっております。株式会社〇〇は本年4月に法人を立ち上げられ、土木建築業を営んでいらっしゃる、同事業用の資材置場として利用したいということです。権利内容は許可後20年間の賃借権となっております。申請地は農業振興地域内の農用地外の土地となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その

規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われま

す。申請者は法人を本年4月に立ち上げられ、現在、資材置場を所有されていないことから、今回新たに砂、碎石、型枠、残土、重機置場として申請されております。雨水は排水管を経由して有馬川へ放流予定です。資金は法人所有の自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日9時30分頃より、〇〇委員と事務局3名、私の5名で見てまいりました。現地は県道〇〇線の〇〇バス停付近から〇〇川を渡りまして、左に少し折れたところにあります。現地はご覧のように、耕作が本当に難しいようなところで荒れていました。資材置場に使われたいというのはやむを得ない農地じゃないかなと思って見てまいりました。排水パイプが現在あるんですけども、それをちょっと長く伸ばして〇〇川のほうに放流させてもらうということで話されていまして、問題ないと思って見てまいりました。皆さんのご審議のほどお願いいたします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、ほとんど何ら問題ないんじゃないかと思

います。ほとんど荒れ地の状態です。耕作をするような土地ではないと思います。以上、審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の14ページをお願いいたします。

まず最初にちょっと修正をお願いしたいと思います。土地の表示になりますが、2,193平米のうち467平米としておりましたが、ここは476.79平米となります。すみません、修正をお願いいたします。

譲渡人が南有馬町の〇〇、譲受人が〇〇生産組合、〇〇ほか2名、計3名となっています。土地が加津佐町〇〇、畑の2,193平米のうち476.79平米です。転用の目的は堆肥舎用地となっています。現在、バレイショの増反を計画されており、新たに堆肥舎が必要だということで建築したいということです。権利内容は許可日から30年間の賃借権となっています。申請地は農業振興地域内の農用地となっています。

本案件の農地区分は、農用地区域内にある農地であり、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設される場合などに該当すると思われま

す。申請者は3名から成る〇〇生産組合で、バレイショ等の増反により良質な堆肥が必要となることから堆肥舎建設の申請となっています。堆肥舎は70平米で、あと、残地のほうもコンクリートで舗装される予定となっています。雨水は北側に基盤整理で設置されました水路へ放流予定です。資金は組合を構成する3名の自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日10時20分より、〇〇委員と事務局3名、私の5名

で見てまいりました。現地は国道389の〇〇前を加津佐方面に〇〇と言われるんですけれども、そちらのほうに入って行って、一番高いところの少し下みたいところで、ちょっと説明するのが難しいんですけれども、基盤整理をするに当たって、最初から農地造成ではなく、農業用施設用地として整備した土地である旨説明をされたんですけれども、最初から堆肥舎を造る目的で造成され、皆さんの了解を得ているということです、水路もそのように造ってあるということで水の問題もないとおっしゃったので、今からバレイショを拡大するために組合をつくって堆肥舎を造りたいということですのでやむを得ないというか、妥当じゃないかと思って見てまいりました。皆さんのご審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。基盤整備をする前からここは堆肥舎を造るんだということで、基盤整備に出されたということですね。事務局、それでよろしいですか。そういうことですかね。最初から農地じゃなくて、堆肥舎を建てるということで基盤整備されたという説明でしたけれども、現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 当日は雨がひどくて霧がかかっています、地図に載っている場所も基盤整備事業により、地形も全くさま変わりしています、道に迷うような感じでしたけれども。それで隣接する畑の方にも話を通されているということでしたので、何ら問題はないと思って見てきました。

議長 ありがとうございます。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第153号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) 資料の15ページをお願いいたします。

議案第153号 農用地利用集積計画の決定について説明します。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規61件の14万6,342平米、再設定、9件の1万6,455平米、計70件の16万2,796平米です。今月はコロナ対策とした国庫事業があることにより新規申請が増えているものと思われま。使用貸借権が新規6件、7,968平米、再設定1件の821平米、合計の7件、8,789平米となっています。所有権移転が3件の8,487平米となっています。

個別案件につきましては、すみません、着座にて朗読させていただきます。

議長 賃借権に関しては、先ほども申しましたとおり、コロナ対策の関係で非常に多くなっております。この分に関しては貸付人の住所、氏名、借受人の住所、氏名、土地の条件は各自ご覧いただきますように、そのような説明を事務局にさせてよろしいでしょうか。
(「はい」との声)

議長 では、そのように説明のほどよろしく申し上げます。

事務局(〇〇) それでは、資料の15ページをお願いいたします。

(議案第153号 賃貸借権 番号1～61新規設定、使用貸借権 番号71～76新規設定、所有権 番号78～80を朗読)

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号、第4号の各号の要件を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等伺うところでありますが、16ページ、番号10

番、出席委員の関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 次に、番号10について審議したいと思います。

農業委員に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番 〇〇委員退席 ————

議長 それでは、番号10について、ご意見、ご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番 〇〇委員着席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第153号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしということで、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

ここで、時間も1時間過ぎておりますので、10分程度休憩いたしたいと思っておりますので、後ろの時計で3時15分から再開したいと思いますので、10分間休憩いたします。

(休 憩)

議長 それでは、休憩を解き、審議を再開します。**議案第154号 農用地利用集積計画の決定について(一括方式分)** ということでも事務局からのこの案件についての説明をお願いします。

事務局(〇〇) 農地班の〇〇です。

私のほうから、今まで議案の取り扱いと違った取り扱いをした経緯について説明させていただきたいと思っております。これにつきましては、皆様ご承知のとおり、中間管理事業法の改正法によりまして、令和元年11月から施行されまして、集積計画と機構の配分とを合わせた形で農業者に貸出しができるという制度が新たに追加されております。今まで集積計画と配分計画をとということだったんですが、集積計画のみで配分できる方式でございます。これにつきましては、令和2年1月から利用集積計画の決定に準ずるということで、同議案番号の中間管理事業分として議案を審議しておりましたが、これが中間管理事業分であるということをはっきりさせることと、また、台帳整備のときの手続のため、議案を分けたほうがスムーズにいくために、議案をあえて一つの項目を設けまして議案上程をさせていただいております。以後、この形によりまして一括方式の申請があった場合は、こういう形で議案番号を一つ設けまして、総会にかけたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長 事務局、議案の説明をよろしくお願ひします。

事務局(〇〇) 資料の23ページをお願ひいたします。

着座にて説明のほうをさせていただきます。

(議案第154号 賃貸借権 番号1～14新規設定を朗読)

議長 この案件に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、農用地利用集積計画の一括方式分は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議ないようですので、農用地利用集積計画の一括方式分は妥当として報告いたします。

次に、**議案第155号 違反転用事案報告に係る意見について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の24ページと、机上のほうに違反転用の処理という資料を置かせていただいておりますが、最初に違反転用の処理の資料のほうから少し簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ開けていただくと38ページになりますが、違反事案というものが農地法の許可を受けないで転用し、または転用された土地が判明した場合、②許可条件に違反して転用されている場合、③詐欺その他不正な手段により許可を受けた場合というのが違反になるというようなこととなります。

続きまして、39ページをお願いいたします。

通常、違反転用が見受けられた場合には、農業委員会事務局が先に行きまして、まずは原状回復というのを依頼いたします。原状回復ができる案件につきましては原状回復で、そこで終わるというふうになりますが、原状回復が難しいという案件につきましては、39番の四角で囲んでありますが、ここからが2種類あります。県のほうに違反転用ですよということを連絡しますが、その中で簡易手続が相当ですよという案件というのがこの四角で囲まれたもので、(1)(2)に掲げる要件を満たしている場合は簡易手続ですよというふうになっております。

まず、(1)の1番に、転用の目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものであるとか、②には、個人住宅の建築をしたときに土地の境界線の誤認により建物の一部などが許可を受けない農地に及んだものであるとか、③につきましては、その行為が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地の場合は(1)に該当しますよということになっております。

(2)については、農地法第4条第6項各号及び第5条第2項各号に掲げる規定のいずれにも該当しないことというようになっております。

今回の事案が、そうめん工場が、許可を受けていない農地に及んだものでありますので、簡易手続相当ではない、ということで県から通知が来ております。

39ページの(2)ですが、簡易手続相当案件以外の違反案件に対する手続としまして、県から簡易手続相当の違反事案に該当しないというふうに判断した旨の通知を受けた農業委員会事務局は、当該案件を総会に報告するものとするあり、農業委員会は総会后、違反転用事案報告書を県に提出することとなっております。簡易手続でない場合は本総会に諮り、原状回復をすべきであるか、追認相当であるかという意味決定を、この総会でしていただきたいと思っております。

あと、一番最後のページに違反転用のフローチャートもつけておりますので、後でご確認をしていただければと思っております。

それでは、資料の24ページを説明いたします。

議案第155号 違反転用事案報告に係る意見についてです。

違反転用者、西有家町の〇〇、土地が西有家町〇〇、畑と、〇〇、畑、2筆の120.52平米です。転用ですが、製麺工場の用地となっております。農業振興地域整備計画変更申出書も、追認相当ということであれば提出される予定となっております。

違反転用に至るまでの経過ですが、手延べそうめん製造が盛んな地域であり、違反転用者自身

もそうめんを製造されていますが、工場が古くなり手狭になってきたことから、平成19年に増築されております。その際、間違って工場の一部が農地部分にまで増築されており、現在も製麺工場として利用されております。

農業委員会の取った措置ですが、農地法違反であると思われるので、手続等が必要であると口頭で指導しております。付近の農林水産業または生活環境への被害の状況ですが、周囲は違反転用者自身の畑、宅地、山林に囲まれており、南側の畑については日照等被害の発生のおそれはないと思われます。以上です。

議長 この案件の現地調査を〇〇番〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月22日の午後4時10分より現地調査を行いました。布津の〇〇委員、西有家の〇〇委員、私、それから事務局3名で現地調査を行いました。ただいま事務局から説明のごさいましたとおり、私どももこのそうめん工場を拝見させていただきました。これを壊して原状復帰しろとはなかなか言えないなということで私は感じたわけですが、本人さんは親の代からそうめん業でございまして、本人は2代目でございます。それから、子供さんもまた現在そうめん業をされているということで、また、法人化もされて、そうめんが一つの生計を立てている大きな道でございまして、この部分が乾燥をする部屋だそうでございまして、それを壊すとそうめん自体が作れないというようなことを考えますと、仕方がないかなと私は思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 一緒に同行されました〇〇番〇〇委員のご意見はいかがでしょう。

〇〇番〇〇委員 現状を見てきましたけれども、その周りも自分の畑であるようすし、現状、そうめんの工場としてなされております。これを違反転用だから取り壊せというような意見は私たちには述べ切らんとじゃないかなというふうに思っております。以前もいろいろ違反転用で承認した事案がかなりあると思っておりますけれども、ここに立会いに行った委員さんが、これ違反だから元に戻してくれろという意見は立会いをした委員としては言えないと思っておりますので、もう仕方ないというふうに思っておりますが、皆さんの意見をいろいろ聞かせていただきたいと思っております。以上です。

議長 最終的に決定するのは県でありますので、私たちは意見を言えばよろしいんです。

同行されました〇〇番〇〇委員のご意見はいかがでしょう。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇、〇〇委員も言われたとおり、原状回復は現実的にちょっと無理じゃないかなと思って見てまいりました。そうめん業にも影響のない感じで何か解決方法はなにかないかなと思っております、審議のほうよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。現地調査員からのいろんな意見が出ております。皆さんから何かご意見、ご質問等があればお願いします。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この周囲が本人さんの土地で問題ないと思っておりますけれども、この違反転用はどうして違反転用が判明したのですか。誰か指摘か何かあったのですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 今の質問にお答えいたします。〇〇という畑があるのですが、実はその農地に今度は子供さんの家を建てられるという計画がありまして、そのときに農地を確認していたときに分かったものです。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」との声)

(「仕方がないのではないのでしょうか」との声)

議長 これをそのまま黙って通すわけには、そうすればもう農業委員会は要らないですね。

(「罰則か何かあるのですか」との声)

(「しかし、農業委員会の意見として、追認せざるを得ないと書いてある」との声)

議長 いや、意見を聞きたい。

〇〇番、〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。まず1点確認したいこと、この転用違反に関わる意見書という問題現状、壊せないからということでこれを単純に処理してしまうと、意見を聞く、話を聞くという部分で最終的には県の判断なんでしょうけれども、その辺についていかがでしょう。

議長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) 事務局から少しだけ答させていただきます。

違反転用ですが、やはり畑やか田んぼに自分の家とかそういったものを建てられる方もちょっと見受けられると思いますが、原状回復というのは、完成した後には難しいのかなというふうに思っております。どうしても違反転用で上げなければいけない場合には違反転用でこのような案件と同じように上げさせてもらいたいと思っております。以上です。

議長 よろしいですか、〇〇委員。

どうぞ、〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。そしたら、こういう申請が県から求められた場合は、委員会とすれば追認せざるを得ないという基本的な考え方で良いのでしょうか。案件によってはと思いますが、その分の違いという部分が例示的に言えるのかどうかを確認したいと思っております。

議長 県のほうは農業委員会の意見を、簡易手続ではないだろうということで、そういうことは農業委員会の総会で意見を聞きなさいというようになっておりますので、そういうことで今、私たちが無断転用だから復元するとか言うわけでなくて、ただ農業委員会として、どういう意見を述べたらいいのかということなんです。最終的には県が判断するかと思いますけれども、皆さんの意見を伺いたいと思っております。これは周辺も自分の農地でありますし、また、ここにも先ほど事務局からあったように、宅地転用したいということの農地でもありますし、そういうことを考えればやむなしかなと思うのですけれども、ほかに皆さんの意見があればお願いしたいと思います。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。写真をもう一回、横から撮ったところを。19年に増築とありますけれども、19年、その前に建ておったのはあと半分なかったんでしょうか。極端な考え方をすると、19年に新築をした際に間違っただけで農地まで入ったということであれば分かりますけれども、19年に増築した際に間違っただけで畑に入ってしまったという当事者の弁明と思っておりますけれども、そうしたら、見たときに19年に増築部分はどこなのか。普通、増築といえば部屋を足したり、ちょっと段差があってもいいと思うわけですがけれども、最初から農地に入り込むということが分かっている建築されたんじゃないかと思受けられる建物ですので、一応意見として、一言述べるということでございますので、意見として述べてみたいと思っております。

議長 確かにここは段差があるそうですので、そのまま知らずにしたというよりは、やっぱり私は故意的にされたんじゃないかというのは想定するわけなんですけれども、自分の土地だからという

ことですね。

〇〇番〇〇委員 意見は意見で、ただそう感じただけであって。

議長 多分皆さんは、この写真を見ればそんなふう感じられるのが事実だと思いますけれども、先ほどの全体の図じゃなくして、先ほどの写真を見ると。人為的に増築されたのは事実だと思います。しかしながら、周辺の農地も本人のものでありますし、また、特に家を建てたいという希望でありますので、追認せざるを得ないといことで許可をお願いしたいというふうな形でしたいと思いますけれどもよろしいですか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、そういうふうな形で意見のほうを示したいと思います。

次に、25ページ、農地法3条の規定による許可申請、**専決処分の報告**について、これはご覧いただければよろしいですかね。じゃ、ご覧ください。

26ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

27ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

以上で議案の審議を終了させていただきます。